

令和5年度生活困窮者への緊急支援活動全国キャンペーン実施要領

(赤い羽根 ウィズ・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン)

社会福祉法人鳥取県共同募金会

1 趣旨及び目的

本会では、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった令和2年度から、コロナ禍に起因する困りごとや子どもと家族をめぐる生活課題等を解決するため、地域に密着した多様な福祉活動を実施している団体に対し助成してきました。

本年度から生活福祉基金コロナ特例貸付の償還が開始されましたが、物価高騰などにより、引き続き生活再建が困難な方が数多くいます。

借受人のなかには償還免除等の手続きが行えていない人や、支援が必要な状態であっても自立相談支援機関等の相談窓口繋がっていない人もおり、こうした人々に支援を届けていくためにも、アウトリーチや支援に繋がるためのきっかけづくりが求められています。

そのため、生活にお困りの方への生活相談時に配布するための食料や日用品の整備、これらの配布を通じたアウトリーチ等の活動を対象に、中央共同募金会と協働して「生活困窮者への緊急支援活動全国キャンペーン」(以下、「全国キャンペーン」という。)として助成事業を実施します。

2 実施主体

社会福祉法人鳥取県共同募金会

3 協働実施

中央共同募金会及び全国の共同募金会

4 全国キャンペーンの内容

(1) 助成について

ア 助成額 : 1件あたり10万円以上

ただし、特に緊急性や必要性があると本会が認めた場合は、上限を50万円とします。

イ 助成内容

① 助成対象団体

市町村社会福祉協議会又は生活困窮に関する相談事業を実施する法人及び団体で、鳥取県内で活動するもの。

② 対象事業

ポスト・コロナ社会にあって困難を抱えた人たちの生活相談を行う際に、緊急的に配布する必要がある食料品や日用品の購入等で、本助成事業の趣旨及び目的に合致する以下の活動を対象とします。

- ・食料や日用品の配布事業を通じたアウトリーチ、相談事業
- ・生活困窮に関する相談事業(電話代、SNSサービス利用料の通信運搬費等)
- ・生活相談に来られた方へ緊急的に配布する食料品・日用品等の整備、保管
- ・生活に困窮している方を把握するためのアプローチ、つながるためのきっかけづくり(アンケート、電話、訪問等)

③ 対象期間

助成決定の日から令和6年3月31日(日)までに実施される事業。

④ 対象経費

全国キャンペーンの趣旨及び目的に合致し、対象事業の経費として特定できる以下の経費とします。

- ・消耗品・備品費（食料品、日用品、食料保管に係る冷蔵庫等）
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費
- ・旅費交通費 など

⑤ 対象外経費

- ・事業にかかる人件費、謝金
- ・食料品や日用品の配布を主な目的とした活動に要する経費（相談支援など他の支援活動と組み合わせた活動は対象とします）
- ・生活相談者個人への直接的な金銭給付に係る活動の経費
- ・当該経費の妥当性が応募趣旨にあわないもの、または応募書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険は助成対象とします）
- ・ボランティアの謝金（交通費などの実費弁償は助成対象とします）
- ・団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料

⑥ 申請方法及び受付締切

別紙様式「助成申請書」及び添付資料をE-mailで提出するとともに、正本（1部）を本会へ郵送してください。

受付の締め切りは、令和5年12月28日（木）E-mail又はFAX受信分までとします。

なお、追加募集する場合は、本会ホームページで公表します。

（2） 審査、決定及び精算

- ア 審査：原則、書面審査とし、中央共同募金会の助言も得ながら本会配分委員会において審査します。
- イ 決定：本会会長が決定します。
- ウ 交付：助成決定に合わせて送付する「請求書」の提出を受け、数日後に振り込みます。
- エ 精算：事業完了後1か月以内、又は令和6年4月10日（水）のいずれか早い日までに、別に定める「完了報告書」を提出してください。

なお、助成金に残額が生じる場合は、別途、返還していただきます。

5 全国キャンペーンに係るお問い合わせ先

社会福祉法人鳥取県共同募金会（担当：田中、福田）

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5

鳥取県立福祉人材研修センター内

Tel:0857-59-6350

Fax:0857-59-6340

E-mail: akaihane@tottori-wel.or.jp